

(FC17) 建設技術研究委員会規則

昭和60年11月5日	制 定
平成14年4月24日	改 正
平成18年4月4日	一部改正
平成18年5月9日	〃
平成23年11月18日	〃
平成30年7月6日	〃

(目的)

第1条 建設技術研究委員会（以下「委員会」という）は、建設技術に関する問題の研究・調査およびこれらの推進を図ることを目的とする。

(活動)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、建設技術に関する以下の活動を行う。

- (1) 広く建設技術の研究・調査を推進し、技術力の向上を図る。
- (2) 最新・最先端の建設技術の紹介、普及活動を展開する。
- (3) 海外の建設技術者との交流を推進する。
- (4) 建設技術についての社会的啓蒙活動を実践する。
- (5) 建設技術者の学会活動への参加を推進する。
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

(構成)

第3条 委員会の構成は以下のとおりとする。

(1) 組織構成

- 1) 委員会の組織構成と序列は以下のとおりとする。
委員会 → 運営小委員会 → 各小委員会
- 2) 小委員会の設置は、土木学会委員会規程第6条（小委員会等）による。

(2) 構成員

- 1) 委員会の構成員は、委員長、委員、幹事、委員会顧問とし、その職務は以下のとおりとする。
 - ・委員長：委員会を代表し、委員会事業を統括する。
 - ・委員：委員会事業を遂行する。なお、委員の所属企業から1人以上を小委員会委員に派遣する。
 - ・幹事：委員長を補佐し、委員会事業を処理する。
 - ・委員会顧問：委員会に出席して意見を述べる。
- 2) 委員会の構成員の人数は30名程度とする。
- 3) 小委員会については、別途定める運営小委員会・技術小委員会・特定研究小委員会内規によることとする。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長・委員等の選出方法と任期は以下のとおりとする。

(1) 委員長

- 1) 委員長は委員会委員の推薦により候補者を選出し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
なお、委員長の選出（交代）時期は土木学会委員会規程第4条の(1)によることとする。
- 2) 委員長の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

(2) 委員等（委員、幹事、委員会顧問）

- 1) 委員、幹事の選出は、委員長の推薦により会長が委嘱する。
- 2) 委員、幹事の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

(3) 委員会顧問

- 1) 委員会顧問の選出は、委員長経験者のうち、委員長の推薦により会長が委嘱する。
- 2) 委員会顧問の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

(運営)

第5条 委員会の運営は以下のとおりとする。

(1) 会議等の開催

委員会は委員長の招集により、原則として年1回以上開催する。小委員会は大委員長の招集により必要に応じて開催する。

(2) 事業計画および予算

委員会は、土木学会委員会規程第9条の規定および理事会の決定に従い「事業計画および予算」を作成し、11月には部門担当理事を経て会長に提出する。

(3) 事業報告

委員会は、土木学会委員会規程第10条の規定および理事会の決定に従い「事業報告」を作成し、4～5月には部門担当理事を経て会長に提出する。

(4) 成果の報告

委員会は、土木学会委員会規程第8条の規定に従って、毎年度、事業成果を理事会に報告するとともに、学会誌・土木学会ホームページ等を通じて会員等に公表する。

(事務局)

第6条 委員会の担当事務局は、研究事業課とする。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 この内規は、昭和60年11月5日から施行する。

附則 この変更内規は、平成14年4月24日から施行する。

附則 この変更内規は、平成18年4月4日から施行する。

附則 (平成18年5月9日 理事会議決) この変更内規は、平成18年5月9日から施行する。

附則 (平成23年11月18日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則 (平成30年7月6日 理事会議決) この変更規則は、平成30年7月6日から施行する。